

## 松戸市交通ビッグデータ見える化協議会設置規約

### (設置)

第1条 松戸市内の渋滞対策及び安全対策を検討するため、松戸市交通ビッグデータ見える化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 協議会は、交通ビッグデータを活用し、松戸市内の交通状況の「見える化」を行い、交通円滑化及び道路利用者の安全を確保することを目的とする。

### (所掌事務)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 交通渋滞対策の立案に関すること。
- (2) 交通安全対策の立案に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

### (組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の追加・変更は、協議会の承認を要するものとする。
- 3 前項に定める者のほか、参考意見を聴取するためオブザーバーを置くことができる。

### (任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第6条 会長は、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(副会長)

第7条 副会長は、委員の互選によりこれを定める。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議の運営)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長の発議に基づいて開催する。

2 会長は、会議の運営に当たり、必要な資料等を事務局に求めることができる。

3 会議の議長は、会長をもって充てる。

(守秘義務)

第9条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(協議会資料の公開)

第10条 協議会における資料については、協議会終了後公開するものとする。ただし、個人情報など公開することが望ましくない情報を除くこととする。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、松戸市建設部建設総務課に置く。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則 この規約は、令和4年11月9日から施行する。

## 別 表

委 員			役 職
学識経験者	日本大学 理工学部 教授	小早川 悟	会長
	日本大学 理工学部 准教授	石坂 哲宏	副会長
国土交通省	千葉国道事務所 計画課	課 長	
	千葉国道事務所 交通対策課	課 長	
	首都国道事務所 計画課	課 長	
	首都国道事務所 管理課	課 長	
千葉県	県土整備部 道路計画課 企画室	室 長	
	東葛飾土木事務所	次 長	
	東葛飾土木事務所 調整課	課 長	
千葉県警察	警察本部 交通規制課	係 長	
	松戸警察署 交通課	係 長	
	松戸東警察署 交通課	係 長	
松戸市	建設部 建設総務課	課 長	
	建設部 道路建設課	課 長	
	建設部 道路維持課	課 長	
	学校教育部 学務課 学校保健担当室	室 長	
	市民部 市民安全課	課 長	
	子ども部 保育課	課 長	